



ども、今後の欧州に対する輸出問題、あるいはまた今後の新製品に対する輸出をいかにして開拓していくかという問題につきまして、この五年間でついに解決することはいまだにできていない。今後主としてミシンにつきましては、対欧州関係の問題について、アメリカと同じような系列輸出を進めていく、また、眼鏡につきましては、ミシンに比べてや輸出の体制が整頓されておるわけでありまして、ミシンの例にならぬようにアメリカ、さらには欧州に対する輸出の体制を整頓していきたいということを考えております。特に、最近では後進国の進出と申しますか、ミシンにつきましてはインドからのミシンの輸出がございまして、また、眼鏡につきましては、御案内のとおり香港におきまして、眼鏡の業者が相当大きな規模で輸出を始めております。また、先進国の巻き返しといたしまして、イギリスのシンガーが相当アメリカに対して売り込みをしておる。眼鏡につきましては、アグファ等の優秀品を最近さらに出してきたというところがございます。問題が非常に出てきておるわけでございます。その間にありまして、今後この五年間を延長していただきまして、その間には必ずや海外輸出体制を講じていきたいということをお考えまして、今回五年間の延長をお願いしたわけでありまして、

○加賀田委員 五年間で通産省の予定された計画とかあるいは実績等の説明があったわけですが、しかし海外市場のいろいろな問題については、これは法律がなくてもあっても、やはり通産

省として努力しなければならぬ問題だし、この法律が五年間延びたからといって、海外市場が固定化するようなことではなからうと私は思うのです。やはり外国といえども、自国の経済を守るためにはいろいろな努力をするだろうし、そういう意味では、この五年間あらためて延長する理由というものが、海外の状態だけでは認められないのじゃないか。ただここで一番大きな問題になりますのは、いま説明にもありましたが、ミシン業界ではある程度アメリカ等への輸出の系列化が進行した。しかし眼鏡についてはほとんどなされてないようなことであります。そういうことでは通産省として、やはり業界自体の実態把握が非常に欠けていたのじゃないかと思うのです。ミシンはミシンとして、眼鏡は眼鏡としての特長な業界の実態や内容というものがあろうと思うのです。そういうものを的確に把握して五年間指導しておれば、あらためて五年間の延長が必要じゃないのじゃないか、こう

いうふうには私は考えるわけです。したがって海外の状況だけで五年間延長しなくても、通産省としてはやはり貿易関係にたんのうな方もいるし、行政指導としても、それはなされるのじゃないかと思うのですが、一体五年間でいかにしようとするのか、海外市場のことは別としても、業界との協力関係がうまくいかなかったり、あるいは貿易の系列化もうまくいかなかったり、それをさらに五年間延長して、通産省としては自信はありますか。

○森崎政府委員 御指摘のとおり業界の正確な把握並びに業界自身の一つのまとまりということが、輸出振興に

とっては一番大切なことだと思えます。特に御承知のとおりこのミシン、眼鏡ともに中小企業の非常に多い業界でございます。しかも中小企業の製品の大部分を輸出に回している、いわば非常に特殊の形態をとっているものでございます。御指摘がございましたように単に海外だけの問題をわれわれで考えるのではなくして、そのもとになるこの業界の内部の問題、あるいは業界の結束ということに對して十分留意をしなければならぬと思えます。私どもとしましては、先ほど申し上げましたように、ミシンについては、当初百二十ばかりのミシン業者が、現在いろいろと統合、集中いたしました。六十七社というふうな企業の数もまとまり、そしてそれをそのまゝの形で輸出の力に持たせているわけでございますが、率直に申しまして眼鏡業界は、この法律ができて以来、登録業者二百十九社、これがそのまま横すべりの関係で進んでいるわけでございます。また、この法律

とらばはらになつております中小企業団体法における調整行為におきまして、ときどき問題を起こして不満がいろいろ出てくる、そういうことで、組合としてのまとまりがあまりよくないように思っているわけでございます。私どもとしましてはその点について、今後十分注意いたしまして、組合のまとまりをつけていくということが一番大切なことと思えます。特にこの間、この法案を参議院で御先議願ったわけでございますが、その参議院の御先議の結果の附帯決議におきまして、やはり同様のことが御指摘されまして、附帯決議の趣旨に言われているわけでございます。

○加賀田委員 この法律を延長するかどうかという問題は、もちろん通産省としての行政指導も重要な役割りを果たすわけですが、やはり業界がこの受け入れ体制を整えるかどうかということが一つの大きな問題になってくるのじゃないか。ミシンのほうは大體そういう成果があつておるようではございます。眼鏡のほうでは依然としてこの法律が制定された当時のままの状態のような感じを私は受けるのです。したがって通産省としては行政指導で、特に眼鏡について五年以内にそういう成果があげ得るかどうかが、指導方針というものについてひとつ明確にしたいと思ひます。

○森崎政府委員 先ほど申し上げましたように、ちょうどこの機会に組合が新発足するというところで現在準備中でございますが、まずその一番眼目でありまして、従来の調整行為のやり方につきまして、やはり積極的に調整行為を行なつていくものと、それから調整行為の実績の上に眼をいいますか、そういった業者とは常に対立したまま、そのルール自身が非常に固定化されたためにだんだんと実情に合わないようになってきた、そういう点について非常に不満があるということが一つの大きな問題かと思ひます。したがって今後の方針をいましては、調整行為そのものに対して、最近の実情に沿うように積極的に輸出をし、そうしてまたな値段で輸出されるようなものについては、やはりその輸出額が漸増するようにならねばならないことと、それから一たん実績の上に眼をいまして、実際はその実績をあまり使わな

いであるというのに対しては、われわれとしても厳重に注意し、また組合の間におきましてもそれを十分に監視し合うような仕組みを考えていくというところを一つ考えているわけでありまして、それから積極的な対策をいたしましては、先ほど申し上げましたように近代化促進法によってこれを促進いたしまして、眼鏡につきましても新しい技術がずいぶん出てまいっておりますので、品質の向上と新技術の開発ということが十分に意を用いていく大事な眼目だと思ひます。さらに輸出につきましても、ミシンに

います。その附帯決議の御趣旨にさそく沿おうとしないかということ、眼鏡業界といたしましてはここで組合を解散いたしまして、新しい構想のもとに出発するというところで、鋭意新組合をつくる準備をいたしておるわけでありまして、私どもとしましては、その組合の指導を行なうと同時に、今後さらに眼鏡の部品あるいは完成品等につきましては中小企業近代化促進法の指定業種にいたしまして、これを側面から積極的な方法でまとめていくというところも考えておるわけでございます。これは御案内のように、五年の期限を限つてやるわけでございます。私どもとしましては、そういった組合自体の調整行為のまとめをよくすることと、さらに積極的に設備の近代化を通じて、眼鏡業界あるいはミシン業界の近代化をやるということによりまして、この五年間以内において十分の体制を整えたいというふうに考えておるわけでありまして、

○加賀田委員 この法律を延長するかどうかという問題は、もちろん通産省としての行政指導も重要な役割りを果たすわけですが、やはり業界がこの受け入れ体制を整えるかどうかということが一つの大きな問題になってくるのじゃないか。ミシンのほうは大體そういう成果があつておるようではございます。眼鏡のほうでは依然としてこの法律が制定された当時のままの状態のような感じを私は受けるのです。したがって通産省としては行政指導で、特に眼鏡について五年以内にそういう成果があげ得るかどうかが、指導方針というものについてひとつ明確にしたいと思ひます。

○森崎政府委員 先ほど申し上げましたように、ちょうどこの機会に組合が新発足するというところで現在準備中でございますが、まずその一番眼目でありまして、従来の調整行為のやり方につきまして、やはり積極的に調整行為を行なつていくものと、それから調整行為の実績の上に眼をいいますか、そういった業者とは常に対立したまま、そのルール自身が非常に固定化されたためにだんだんと実情に合わないようになってきた、そういう点について非常に不満があるということが一つの大きな問題かと思ひます。したがって今後の方針をいましては、調整行為そのものに対して、最近の実情に沿うように積極的に輸出をし、そうしてまたな値段で輸出されるようなものについては、やはりその輸出額が漸増するようにならねばならないことと、それから一たん実績の上に眼をいまして、実際はその実績をあまり使わ

いであるというのに対しては、われわれとしても厳重に注意し、また組合の間におきましてもそれを十分に監視し合うような仕組みを考えていくというところを一つ考えているわけでありまして、それから積極的な対策をいたしましては、先ほど申し上げましたように近代化促進法によってこれを促進いたしまして、眼鏡につきましても新しい技術がずいぶん出てまいっておりますので、品質の向上と新技術の開発ということが十分に意を用いていく大事な眼目だと思ひます。さらに輸出につきましても、ミシンに

います。その附帯決議の御趣旨にさそく沿おうとしないかということ、眼鏡業界といたしましてはここで組合を解散いたしまして、新しい構想のもとに出発するというところで、鋭意新組合をつくる準備をいたしておるわけでありまして、私どもとしましては、その組合の指導を行なうと同時に、今後さらに眼鏡の部品あるいは完成品等につきましては中小企業近代化促進法の指定業種にいたしまして、これを側面から積極的な方法でまとめていくというところも考えておるわけでございます。これは御案内のように、五年の期限を限つてやるわけでございます。私どもとしましては、そういった組合自体の調整行為のまとめをよくすることと、さらに積極的に設備の近代化を通じて、眼鏡業界あるいはミシン業界の近代化をやるということによりまして、この五年間以内において十分の体制を整えたいというふうに考えておるわけでありまして、

○加賀田委員 この法律を延長するかどうかという問題は、もちろん通産省としての行政指導も重要な役割りを果たすわけですが、やはり業界がこの受け入れ体制を整えるかどうかということが一つの大きな問題になってくるのじゃないか。ミシンのほうは大體そういう成果があつておるようではございます。眼鏡のほうでは依然としてこの法律が制定された当時のままの状態のような感じを私は受けるのです。したがって通産省としては行政指導で、特に眼鏡について五年以内にそういう成果があげ得るかどうかが、指導方針というものについてひとつ明確にしたいと思ひます。

○森崎政府委員 先ほど申し上げましたように、ちょうどこの機会に組合が新発足するというところで現在準備中でございますが、まずその一番眼目でありまして、従来の調整行為のやり方につきまして、やはり積極的に調整行為を行なつていくものと、それから調整行為の実績の上に眼をいいますか、そういった業者とは常に対立したまま、そのルール自身が非常に固定化されたためにだんだんと実情に合わないようになってきた、そういう点について非常に不満があるということが一つの大きな問題かと思ひます。したがって今後の方針をいましては、調整行為そのものに対して、最近の実情に沿うように積極的に輸出をし、そうしてまたな値段で輸出されるようなものについては、やはりその輸出額が漸増するようにならねばならないことと、それから一たん実績の上に眼をいまして、実際はその実績をあまり使わ

いであるというのに対しては、われわれとしても厳重に注意し、また組合の間におきましてもそれを十分に監視し合うような仕組みを考えていくというところを一つ考えているわけでありまして、それから積極的な対策をいたしましては、先ほど申し上げましたように近代化促進法によってこれを促進いたしまして、眼鏡につきましても新しい技術がずいぶん出てまいっておりますので、品質の向上と新技術の開発ということが十分に意を用いていく大事な眼目だと思ひます。さらに輸出につきましても、ミシンに

います。その附帯決議の御趣旨にさそく沿おうとしないかということ、眼鏡業界といたしましてはここで組合を解散いたしまして、新しい構想のもとに出発するというところで、鋭意新組合をつくる準備をいたしておるわけでありまして、私どもとしましては、その組合の指導を行なうと同時に、今後さらに眼鏡の部品あるいは完成品等につきましては中小企業近代化促進法の指定業種にいたしまして、これを側面から積極的な方法でまとめていくというところも考えておるわけでございます。これは御案内のように、五年の期限を限つてやるわけでございます。私どもとしましては、そういった組合自体の調整行為のまとめをよくすることと、さらに積極的に設備の近代化を通じて、眼鏡業界あるいはミシン業界の近代化をやるということによりまして、この五年間以内において十分の体制を整えたいというふうに考えておるわけでありまして、

○加賀田委員 この法律を延長するかどうかという問題は、もちろん通産省としての行政指導も重要な役割りを果たすわけですが、やはり業界がこの受け入れ体制を整えるかどうかということが一つの大きな問題になってくるのじゃないか。ミシンのほうは大體そういう成果があつておるようではございます。眼鏡のほうでは依然としてこの法律が制定された当時のままの状態のような感じを私は受けるのです。したがって通産省としては行政指導で、特に眼鏡について五年以内にそういう成果があげ得るかどうかが、指導方針というものについてひとつ明確にしたいと思ひます。

○森崎政府委員 先ほど申し上げましたように、ちょうどこの機会に組合が新発足するというところで現在準備中でございますが、まずその一番眼目でありまして、従来の調整行為のやり方につきまして、やはり積極的に調整行為を行なつていくものと、それから調整行為の実績の上に眼をいいますか、そういった業者とは常に対立したまま、そのルール自身が非常に固定化されたためにだんだんと実情に合わないようになってきた、そういう点について非常に不満があるということが一つの大きな問題かと思ひます。したがって今後の方針をいましては、調整行為そのものに対して、最近の実情に沿うように積極的に輸出をし、そうしてまたな値段で輸出されるようなものについては、やはりその輸出額が漸増するようにならねばならないことと、それから一たん実績の上に眼をいまして、実際はその実績をあまり使わ

いであるというのに対しては、われわれとしても厳重に注意し、また組合の間におきましてもそれを十分に監視し合うような仕組みを考えていくというところを一つ考えているわけでありまして、それから積極的な対策をいたしましては、先ほど申し上げましたように近代化促進法によってこれを促進いたしまして、眼鏡につきましても新しい技術がずいぶん出てまいっておりますので、品質の向上と新技術の開発ということが十分に意を用いていく大事な眼目だと思ひます。さらに輸出につきましても、ミシンに

います。その附帯決議の御趣旨にさそく沿おうとしないかということ、眼鏡業界といたしましてはここで組合を解散いたしまして、新しい構想のもとに出発するというところで、鋭意新組合をつくる準備をいたしておるわけでありまして、私どもとしましては、その組合の指導を行なうと同時に、今後さらに眼鏡の部品あるいは完成品等につきましては中小企業近代化促進法の指定業種にいたしまして、これを側面から積極的な方法でまとめていくというところも考えておるわけでございます。これは御案内のように、五年の期限を限つてやるわけでございます。私どもとしましては、そういった組合自体の調整行為のまとめをよくすることと、さらに積極的に設備の近代化を通じて、眼鏡業界あるいはミシン業界の近代化をやるということによりまして、この五年間以内において十分の体制を整えたいというふうに考えておるわけでありまして、

○加賀田委員 この法律を延長するかどうかという問題は、もちろん通産省としての行政指導も重要な役割りを果たすわけですが、やはり業界がこの受け入れ体制を整えるかどうかということが一つの大きな問題になってくるのじゃないか。ミシンのほうは大體そういう成果があつておるようではございます。眼鏡のほうでは依然としてこの法律が制定された当時のままの状態のような感じを私は受けるのです。したがって通産省としては行政指導で、特に眼鏡について五年以内にそういう成果があげ得るかどうかが、指導方針というものについてひとつ明確にしたいと思ひます。

○森崎政府委員 先ほど申し上げましたように、ちょうどこの機会に組合が新発足するというところで現在準備中でございますが、まずその一番眼目でありまして、従来の調整行為のやり方につきまして、やはり積極的に調整行為を行なつていくものと、それから調整行為の実績の上に眼をいいますか、そういった業者とは常に対立したまま、そのルール自身が非常に固定化されたためにだんだんと実情に合わないようになってきた、そういう点について非常に不満があるということが一つの大きな問題かと思ひます。したがって今後の方針をいましては、調整行為そのものに対して、最近の実情に沿うように積極的に輸出をし、そうしてまたな値段で輸出されるようなものについては、やはりその輸出額が漸増するようにならねばならないことと、それから一たん実績の上に眼をいまして、実際はその実績をあまり使わ

業界の方々はミシンの例をいろいろと検討してこられたので、できるだけ系列的にこれを整備いたしまして、対米、対カナダあるいは欧州関係に対して秩序ある輸出体制をとるということを考えているわけでございます。ことにドイツにおきましては、ミシンは来年から自由化する。それから双眼鏡はもう自由化されておりますが、イギリスにつきましては最近来られました外務大臣から、来年の一月に自由化をしたいということが出ております。要するに日本の製品としては、中小企業の製品ではございますが、輸出先は先進国の中の最も進んだ国に対して輸出をするわけでございますので、その輸出秩序の確立ということに最大の眼目を置いていきたいというふうに考えております。

○加賀田委員 この法律が制定されてから、法に基づいて、輸出の振興事業協会が三十四年九月に創設されました。これはミシン業界も双眼鏡業界も同時にされたわけです。そこで問題になるのは、登録制がとられて、登録停止の時期が二年ほどずれております。そして、ミシンのほうは同年の九月、それから双眼鏡のほうは三十七年です。その二年間ずれた理由、最もいま困難な状態の双眼鏡が、その停止が二年間もずれて、しかもそのことによって過当競争というものが、その二年間にさらに激化しているような気もするんです。二年間ずれたその理由は何か。

○森崎政府委員 双眼鏡の出発が少しくれた理由でございますが、この法律ができました当初におきまして、双眼鏡の価格に値くずれが非常に激し

かったわけでございます。ミシンももちろん値くずれがございましたが、当時の状況としまして、双眼鏡が非常に激しかったわけでございます。この法律ができる前から、組合のペースで、いかんしてこれを解決するかというのをいろいろと検討いたしておいたわけでございますが、一つの案といたしまして、一手買い取り、一手輸出というのを考えたわけでございまして、それで一カ所に買い取って出すということによって、値くずれ防止対策をやろうということが一つの眼目になつておりましたので、まずそれを実施した。ミシンについてはそういうことをやらないうで、すぐにこちらのほうのあれに移したということがずれた理由でございます。

○加賀田委員 ここに問題があるのじゃないかと思うのです。いわゆる業界の実態あるいは業者の実態というものを十分把握して、一方ではすでに登録停止を行なった、一方は買い取り会社をつくって、輸出の製品については一手に買い取ってそれを輸出に向ける、これによって価格の値くずれを防止しようとしたところが、七カ月から八月の間、十九万個で膨大な滞貨を持って、とても当初の目的の買い取り会社が採算がとれなくなった。こういうことで、業界自体もそういう政策について協力体制もなかったでしようけれども、その買い取り会社をつくったこと自体に大きな問題があったのじゃないかと思うのです。しかも、そのあとの処理方法については、全部業界にそれが負担させられているでしよう。そういう不満が今日双眼鏡の業界に内在して、いまだ明確に通産

省の協力関係というものが結ばないのじゃないかと思うのですが、その買い取り会社をつくった経過並びにその処置について、ひとつ報告願いたいと思うのです。

○森崎政府委員 いまの御指摘の買い取りをやりました、率直に申し上げまして、その買い取りがうまくいかなかったわけでございまして、十五万個のデッド・ストックをつくった。これにつきまして業界としましては、当初この構想を出したのも、業界がそういうことを寄り集まって相談の上、政府の指導を得ながらやったわけでございまして、結論的には、一年わずかでもってこれを中止せざるを得なかったわけでございまして。これは一つには、いまだ反省いたしますと、買い取り価格についてのきめ方に少し誤りがあったのではないかと。と申し上げることは、買い取り価格が当時の実勢価格よりもはるかに上回った価格であったわけでございまして。もつと具体的に申し上げますと、三十一年につくりました当時のチェック・プライスそのものを買い取り価格にしたわけでございまして、非常にいい値で買い取り機関が買ったというところで、業界といたしましては、それに対して非常に安易な気持ちで売り込んだ。輸出はまた別の観点から、それより低い値段で売るといようなこともしておいたということでございます。もう一つは、自己のブランドのものははずすということとございまして、買い取り制度というものの裏をくぐるという、みずから破ったということになっておりますが、自己ブランドのもの

のははずしても、ブランドのないものは買い取るということになりましたので、比較的輸出には適格性の少ない、ブランドのものでないものがこの買い取り機関に集中されました。そのために実際にはこれは輸出できなかったということとございまして、これに対しましては、役所のほうといたしまして買い取り資金をお世話し、また業界におきましても、このデッド・ストックになったものを一合輸出すれば自分の商品を四合輸出してもいいというようなルールをつくりまして、一挙にこれを解決するというようにして、現在は、とにかく失敗ではございましたけれども、問題を残さないで解決しようというわけでございまして、御指摘のとおり、いろいろと考えた結果こういうところまでちょっと大回りしているような状態でございます。

○加賀田委員 チェック・プライスの問題が出ましたけれども、これは私は、通産省としては実態の把握が欠けているんじゃないかと思うのです。これは双眼鏡だけではなくて、現在トランジスターでも、実際の価格と商社との取引価格というものは実質的に相違があるのです。そうして、あとで商社にリベートを払って表面的につくられても、関税だけは通産省の指定どおり支払う、こういうような実態が、通産省としては指導面ではやかましく言っているのではありませんか、何としても商売はある程度もうけなくちゃいけない。ある程度危険をおかしてでも、市場の価格に合わせて要求に応じよう——こういう実態把握が行政面で欠けているんじゃないかと思うのです。だから、そのチェック・プライス

の問題にしても、香港の問題も出ましたけれども、香港が自由港として非常に海外市場を荒らしている。この実態に合わせて制度をある程度整備する必要があります。買い取り価格によって輸出のルーを一つにしようという政策に大きな失敗を来した。それについて、通産省からいえば、業者はけしからぬ、網の目をくぐってごまかしておったということになるでしようが、そういうところに、双眼鏡について五年間その目的を達せられなかった大きな原因がこつてきているんじゃないかと思ひます。そういうことで、この法律を改めて五年延長するにしても、やはり十分実態に沿った指導をやつていかなくちゃならぬ。ミシンは相当協力しておるようだけれども、双眼鏡は、聞きましますと、いま申し上げたように、いろいろな関係で内部的にたごたごたしております。商工組合も規制ができないような状態の中で、通産省として、これからこの法律を適用しようというリードできるのですか、そういう自信がありますか。

○森崎政府委員 ミシンにつきましては一応のパターンができましたので、その線に沿いまして十分にやっています。自信ができました。あと五年の間には必ずいい形のものが出ると思ひます。双眼鏡は、ただいま申し上げましたように、出発の当初におきましていいと思つてやつたことが、結果的にあまりうまくいかなかったという点で、少しくれをとつておりますけれども、最近の業界の情勢から考えましても、新しい気持ちで再出発するとい

ことにもなっておりますし、また市場調査も過去五年の間に相当進めてまいりましたので、必ず五年以内には、ミシンのあとを追って、とにかく輸出の秩序を確立するだけの体制をとりたいと考えておりまして、私どもとしては、この五年以内にはいい形のものに仕上げていきたいと思っておりますが、そのためには業界との関連において今後十分に検討したいと思っております。

○加賀田委員 それでは、双眼鏡のことはあとでまた質問することにしまして、ミシンの問題で通産省の出した資料を見ますと、三十八年度に国内生産のミシンについては三百三十五万で、生産しております、その中の輸出が百九十五万、約六五％輸出しておるわけです。そこで、ミシン業としては相当大きな企業もありますけれども、国内価格と輸出価格の相違があるのじゃないかと思うのですが、国内価格と輸出価格の点について、二、三の実例をあげて御説明願いたいと思います。

○森崎政府委員 国内価格につきましては、ものによっては違いますが、標準のもので現在小売り価格として二万三千円、これに対して、これが輸出され、米国の小売り業者の販売価格としては、一万八千円弱のところ、一般の消費者に移っているというふうな状態でございます。

○加賀田委員 輸出振興ということ、国際市場と価格競争しなければならぬとか、いろいろな問題があることは知っておりますが、このミシン業者の中で比較的大企業といわれている国内の市場を持っているたとえばリッカイとか蛇の目とかという大きなところが、国内では国民に二万三千円とい

う価格で販売しておきながら、他国への輸出では、これはアメリカ等の最終需要価格だと思ふのですが、一万八千円ということになっていると思ふます。これはFOBでもいいのですが、FOBではどのくらいの価格で輸出していますか。

○森崎政府委員 H A Iという一つのタイプがありますが、それを例にとつて申し上げます。FOB価格で大体低いのには十三ドル二十九セント、それから十四ドル十七セント、この程度で出しております。これはもちろんヘッドだけの価格でありまして、モーターとかケーブルがつかないでそのまま出している価格でございます。これに対して、アメリカにこれが輸出され、モーターとかコントロールとかケー

ス・カパーがつかまして、先ほど申し上げたような価格になるわけでございます。

○加賀田委員 ちょっと他の委員会に出席しなければなりませんので、私の質問は次回にまた譲りたいと思ふますけれども、最後に、こういう国内の国民に対しては比較的高いミシンを売っておる。そうして見ますと、こういうミシン業界の大企業は相当の企業利潤をあげておる。本年三月の決算を見ますと、シンガー等は三億程度の企業利潤をあげております。配当が一割八分、前期で二割というふうな配当をいたしております。これらを総合的に、やはりミシン自体の発展も必要であります。輸出振興の総合的な問題として対策を立てなければ、国民には高い価格で相当負担をさせて、単に下

高価格で獲得するという国家的な目的のために他国に非常に安い価格で売って

いるという。それはそういう大企業は総生産量の輸出というのはいずれか〇%、二〇%程度でしようけれども、これはやはり通産省としては何か指導をしなければならぬのではないかと思ふのですが、この点について通産省として今後の対策を考へるかどうかというのを質問しまして、きょうはこれで終わります。

○森崎政府委員 やはりこの奥にありますが、輸出面に対する過当競争を何とかして排除していくということが一番大切な問題だと思ふますので、まさしく法律が考へておりますところの登録制度を通じて、いい品質のものを秩序正しく出していくということが一番大切だと思ふます。それ以外にやはり考へられますのは、外国に対する日本のミシンの真の価値というものをよく知らせる方法が必要でございまして、そのために技術的な向上その他を十分やっておる、その実績そのものを十分に認識してもらおうということをやることがございますので、この点につきましても輸出振興事業協会を通じて今後とも十分に宣伝、PRをしていきたいと考えておるわけであり

ます。

○二階堂委員長 山崎始男君。

○山崎始男委員 軽機械の輸出の振興に關する法律の五カ年間延長をされる法律が出ておるわけですが、この輕機械の内容というものは申し上げるまでもなく、端的に申しますと、登録をやつて、そして品質管理をやる、あるいは技術の向上をやるとかいうことがねらいだろうと思ふのであります。それが一点と、いま一点は、事業協会をつくつて、そしてPRなりあるいは

その他のいろいろの海外の調査なりをやる、この二つが大体この法案の内容だと思ふのであります。

そこで過去五カ年間、この事業協会が発足いたしました、これからもう五年延ばしてくれというのでありますから、まず順序をいいたしますと、過去五カ年間、この二つの点のどういふうな役割をこの法律が果たしたかというのを反省をしてみ、言いかえま

す、過去五カ年間に對する功績、あるいはかえつて悪かったじゃないかというふうな功罪の面を反省をしてみ、必要が私はあるのじゃないかと思ふのであります。

そこでまずお尋ねいたしますが、事業協会そのものの過去五カ年間の民間から出した総金額、それから政府のそれに助成を出した総金額というものはどのくらいな数字になっておりますでしょうか。

○森崎政府委員 事業協会の事業規模をいたしましては、双眼鏡を例にとりますと、三十四年度に二千七百万円、三十五年度五千九百万円、それから三十六年度四千万円、三十七年度三千百万円という規模でやつておるわけでございますが、その中で政府といたしまして助成をいたしておりますのは、輸出振興に關する海外活動の面について五割の補助をやつておるわけでございます。その金額は、三十四年度千九百八十七万円、三十五年度二千九百九十九万円、三十六年度三千三百万円、三十七年度三千二百万円、三十八年度は三千七百万円というところでございまして、これは輸出の海外活動面のみ、事業に對して二分の一の補助をやつております。

○山崎(始)委員 ちょっと先にお断わりいたしておきますが、私が本日お尋ねいたしますのは、輕機械法の中で特に双眼鏡に關してはぼつとお尋ねをするつもりでおります。だからミシンのことは私お尋ねいたしません。それから同時に、私の質問の過程におきましては、どうしてもこの輕機械法を質問すると団体法との関連を避けることはできませんので、そういう点からお尋ねをするわけであります。

それから大臣御列席ですから、大臣に一言申し上げておきますが、たか一年間五十億か六十億の双眼鏡、ほとんど大臣の頭の中にはおありにならぬだろう、こんなちっぽけな金額、したがって、あまりにも小さな問題であります。しかし小さな問題といふことが、私は、これは金額が小さくても事柄は非常に大きいと思つておるのであります。そういう意味におきまして、大臣になまじつかかお尋ねしても、局長以下の事務的な人に御答へ願う以外に手がないのであります。したがって、私の質問の過程を通じてよくお聞き取り願つて、最後に大きな点だけ一、二点大臣にお尋ねいたします。あまりこまかいことをお尋ねしてもお氣の毒です。しかし、うわのそらで聞いてもらつておつたのでは私は困るのであります。

実は私が本日こうやつて双眼鏡のことで質問に立つた動機は、千葉県から出ておりました小川豊明という代議士がおります。これが昭和三十七年に輸出のワタ、これは双眼鏡ばかりじゃございません、ミシンあるいはトランジスターその他輸出のワタを問題にいたしました。これは決算委員会であつ

たしまして、これは決算委員会であつ

たしまして、これは決算委員会であつ

たのであります。ところが一昨年の十月、この小川豊明という代議士は死にました。ちょうど私は会館がすぐ隣だったのであります。死んだあとで、たまたま昭和三十七年から昭和三十八年の二月にかけまして、この双眼鏡のチェック・プライスの問題にひっかかって横浜の警察が手を入れました。横浜の地検が手を入れて、そうして日本の大手の三十数社というものがこのチェック・プライスにひっかかってしまつて、外為法違反あるいは貿易管理法違反にひっかかりました。そうして横浜警察は全業者について、チェック・プライス制度ができました昭和三十一年ころから三十七年ころにかけましての全部の書類を押収した。どこまでいかにかわからない、このままほうっておいたら日本の輸出ワクを持つておる双眼鏡の業者は全部調べられる。それで私は二月に、小川豊明の遺志を継いで決算委員会でのチェック・プライスの問題を取り上げた、取り上げた結果ようやく地検のほうも納得してくれまして、そうしてあとは手をつけないうので火を消した、こういう動機があるのであります。そういう関係で、私はそのときには双眼鏡のチェック・プライスだけの問題に止まらば通産当局に決算委員会でお尋ねをいたしました。しかし、双眼鏡業界というものはなるほど輸出の金額は年間五十億ないし六十億でございますが、御承知のように日本の双眼鏡の全生産量の九五％くらいは輸出に向いております。ほとんど輸出に依存しておる。言いかえると、大臣の御構想のいわゆる輸出貢献の金鶏勲章をやつてもいいような業界なのであります。し

たがつて私は、この双眼鏡に対する通産行政のやり方というものに対して、そのことがきつかけで調べてみましたところが、調べれば調べるほどこれは奇々怪々なるのであります。順次その奇々怪々なることを申し上げて、御当局のほんとうの輸出の振興をどうやうにしたいのかというところをお尋ねしたいと思つて、きょうこうやつて参つたのであります。でありますから、大臣も金額が小さいからというので、何だそんなことかというお考えは持たれないように、ひとつお願いしたいと思つてあります。

まず、先の話に戻りますが、この軽機械法は団体法と裏表の関連がございます。それで、これはまず団体法と軽機械両方に関係いたしますが、双眼鏡自体の性格というものは、今日の双眼鏡業界がてんやわんや内部的にも非常に騒いでおります。その騒ぐのには、賛成反対は別にいたしまして、騒ぐのには騒ぐ理由がある。そうして、その間に通産行政が行政指導においてほんとうに親切をもつていままだ当たつておらないという数々の事実を私は知つておるのであります。

そこでまず、局長さんも課長さんもいまのポストにつかれて年月日が浅いといわれるのでありますから、私はあまり御存じないのじゃないかと思ひますが、双眼鏡というところに一つの完成品がある、この完成品を組み立ててそのうして輸出をするまでに、あるいは免税手続であるとか、あるいは税関手続であるとか、あるいは検査、こういうような関所というものはどんな品物でも避けることはできぬと思ひます。そういう手続、ネックといひますか隘路

といひますか、それは避けることはできぬかも知れませんが、私がふしぎでかなわぬのは、この一個の完成品、これに驚くなら七つの隘路といひますか関所を設けていらつしやる。これは私自身が何べん考えてもわからない。おそく皆さん方も初めてだらうと思ひましたので、あまりおとなげない話ではございますが、この現物を持つてきたのであります。どういうふうなネックがあるかといひますと、この金具がございまして、これが鏡体というのだそうでありまして。要するに金属であります。これはこれで通産省のほうで団体法によつて割り当てになつて

いる、切符が要するわけですね。この目につくほうのレンズ、中にプリズムというものがあつて、磨き上げてレンズになるわけでありまして、磨く前は成型というのだそうでありまして。要するに成型ということではガラスであります。そうするとその成型に一つのワクがある、こつち側にワクがある、中に入つていくワクといひますのはチェックされていくといふことでもあります。そうして、今度は磨いてレンズになつたらまたレンズとしてのこちらのワクがある、対物のほうにワクがある、中のほうにワクがある。言いかえたらこれは六つあるのです。六つあつて、おまけに外の金具がワクがある。そうするとこれだけで七つです。七つでこれを完成する。日本の国に二百十二、三の組み立て業者があるわけでありまして。そうしておまけにこの箱にワクがある。そういたしますと、これだけで八つなので

す。八つのそういう段階を経て、そうして、事業協会に持つていって輸出の証明書をもらうという手続をやつていく。私は、まずこの出発点において、こういう簡単なものを通産行政の上では八つからのワクをつけておくこと自体——これが今日の、平たくいへば産業の合理化といひますか、近代化といひますか、そういうことと、そういうふうなワクといふものとの関連は、私は矛盾を思つておるものであります。言いかえまして、この組み立て業者が輸出をしようとする、みんなこの部品の、そういうふうな鏡体であるとか成型であるとかレンズであるとか、あるいはケースであるとかいう部品業者が全部ワクを持つてゐる。そうして組み立てる人間は、メーカーの二百十何社——実質的にはそうありません、百二、三十しかありません、あとは組み立ての権利だけを売つておるという状態でありまして。そういうふうな制度といふものが、今日の特に開放経済にもなり、同時にいわゆる産業の合理化、あるいは近代化と反言言われておりながら、こういう現実が今日まで続いておるのであります。こういうふうな商品が一体他にございまして、あるかないか、これに類したようなものな——これだけのものでは、一つ例をとりますと、かりに一つの洋服をレディメイドで輸出するといふ場合、いまの理論からいきましたら、生地は生地で製造のワクを持たなければいけない、そして糸は糸で製造のワクを持たなければいけない、そしてボタンはボタンで製造のワクを持たなければいけない、そしてえりしんはえりしんで製造のワクを持たなければいけな

い、そして輸出するときのレディメイドの洋服の箱も製造のワクを持たなければいけない、そうしなければ一個の注文品としての許可がおりないんだ、こういうふうなばかな制度といふものが一体あるかないかということなんです。したがつて、メーカーの組み立て屋といふものは、輸出は輸出のワクを持つておられます。組み立てには組み立てのワクがある。合計いたしますと十三段階あるんです、最後まで勘定してみますと。今日の産業の合理化、近代化と言つておる中に、それは最後のほうの、税関のワク、あるいは物品税のワク、あるいは事業協会の手続のワク、あるいは検査、こういうふうなもののはあたりまえであります。しかしそれを合計いたしますと十三段階あるんです。絞首刑の階段みたいで十三からある。そういう中でなければ出ない。もとより輸出のワクもあるのです。したがつて、組み立て業者といふものはこういう部品を買つて、輸出しなければならぬ期限が来る、納期が来て、あとの品物はできておるが、ケースだけはワクを買わなければいけないのですから、ワク屋はつり上げる、あるいは間に合はぬ、こうなつてきたら輸出ができないのであります。これが実態なんです。したがつて、まず私は、こんな簡単な一個の商品に、いまも言ひましたような、本体だけで七つも八つもワクがあるような商品が他にございまして、ありませんかというところを局長にお尋ねしたい。

それからもう一点、大臣には、そういうふうなワク制度そのものがいよいよ産業の近代化ということに対して、私は矛盾しておる要素を持つておるん

じゃないかと思うのでありますが、そういうワケ制度が好ましいか好ましくないかということなんです。その点についてのお尋ねをまずしてみたいと思うのであります。

○森崎政府委員 ただいま御指摘の点、まず手続上の問題であります。御指摘どおり、一般の商品の輸出におきましても、手続の問題につきましても、常にその簡素化を考えなければならぬ点がございますが、特に、この双眼鏡につきましては、部品関係で相当入り込んだ出荷確認制度がございますので、その点につきましてもっと簡素な方法があるのではないかとこの点についていろいろ検討しておるわけでございますが、この出荷確認そのものにつきましても、やはりこの業界の特殊性からくるものだと思いますが、どうしてもこういうことがなければ正常なる輸出がはかれないのではないかと、いうことでございます。言いかえまして、双眼鏡業界は比較的分業が進んでおりまして、しかもそれが各組立立て及び各部品ごとに独立した業態が存在しております。しかもそれが大部分と言いますか、そのほとんど全部が中小企業によつて占められるわけでございますので、各部品部品の段階におきまして過当競争が行なわれ、そうして組合活動を通じてその調整がはかられておるわけでありまして、その部品部品の各段階段階におきましては、価格維持をはかる必要性が出てくるわけでありまして、そのために、やはり出荷制限を行ない、そして数量割り当てをやっておるわけでございます。これは中小企業団体の運用によりまして、

て、各メーカー方の総意によつてそういうことが行なわれておるわけでございますので、その点は、当然この出荷確認制度を排除するわけにはまいらないと思ひます。特に、輸出の価格を維持する場合に、こういうふうな最後でアッセンブルだけでありまして、その根元になつております部品は一つ一つ個々の部品を寄せ集めてやるわけでございますので、その個々の部品の段階におきまして、価格維持政策がはからなければならないという点になります。これはまさしく双眼鏡業界の実態から、また、その特殊性からいまして、どうしてもやむを得ざる方法で、これは行なわれておるわけでございます。しかしながら、手続上の問題といひまして極力それを簡素化する必要がございまして、その一つ一つをある一カ所で確認する方法を考えて、手続を済ませる場所を一カ所に集中するとか、あるいはその出荷を確認する方法として通い帳式のものをつくりまして、その場で一覽式に見てわかるというふうなふうにははかられておるわけでございます。中小企業の方々にとつて、業界の特殊性とはいへ、非常にめんどろな手続ではございまして、極力極力そうした点で努力をし、われわれのほうも知恵をしぼつておるというところでございまして。

○福田(一)国務大臣 ただいま、業界の輸出が五十億くらいだからあまり重要視しないといひますが、軽視するよなことがあつてはならないというお説でございまして、これはごもっともだと思つております。小さいものを積み重ねていくようなやり方でありませ

んと、日本のような中小企業の多いところでの輸出というものはなかなかうまくいきません。たとえこれが十億のものであつてもやはり十分注意をいたし、われわれとしても協力すべき面は協力をする、こういう形で進んでまいりたいと思ふのであります。

そこで、具体的問題といひまして、そういうような輸出の規制のワケがたかさんあることは好ましくないという一般原則については私もよくわかるわけでございます。そういうような規制があまりないほうがいいと思ひますが、ただいま重工業局長が申し上げましたように、特殊事情があるわけでありまして、これは何かうまくいふやうなことが、これは、われわれとしても今後とも研究をいたしたいと思ひますが、山崎さんはたいへん御専門のようでありまして、何かいい御意見がございまして、ひとつ順次開陳をしていただければありがたいと思ふのであります。

○山崎(始)委員 いまの重工業局長の御答弁は、あなたの立場とすれば通り一べんの御答弁なんです。私が聞いておるのは、そういう他の商品に、それだけの数の多いネットのあるものがあるかと聞いておる。おそらくそういうネットをつくられるということ、結局は、過当競争を防ぐというふうな意味で私はネットをつくられておるのだらうと思ふのであります。ところが、私が言うのは、結局日本の輸出振興という大きな立場からいって、そういうネットは業者の性格から見れば、それがいいのだというふうな御答弁に聞けるのであります。そうすると、いつまでたつても、この隘路を開くというふうな

う次の一歩前向きな方法論というものは、あなたの御答弁の中にはうかがえてこないのではありません。大体この部品業者と組み立て業者がおののワケに縛られておつて、そしてワケを残してくれという賛成派もあれば、ワケがあつたんじゃないやうなふうにもならぬじゃないかという反対派もあるのは御存じのとおり、しかもいまから二年前に、これはあなたの存任中じゃありませんが、部品業者、要するに成型、レンズ、鏡体、組み立て、この四つの業者が集まつて相談をし合つた結果、こういうふうにお互いにワケがあつたんじゃないやうなふうなもので、あなたの前任者の時分ですが、通産省立ち合ひのもので、この改善策をやるうじやないかという覚え書きを交換されておるのではありません。二年前に覚え書きを交換されておるその前の一年間は、その実態調査を業者がみなやつて、自主的にひとつやううじやないか、このネットというものを何とか解決する方法をやるうじやないかという合意を見て、そして通産省がお立ち合ひで覚え書きを交換しておるのではありません。言いかえまして、業者自身は今日、賛成反対という相論争しておりますが、いま私が申し上げましたことは、業界の内部においては、これは過去何年か期間問題になつて今日までおつたのを御存じですか。そういう事実があつたのを御存じですか、どうですか。そうして、なお私つけ加えておきます。覚え書きまで交換しておつて、その改善策の相談を四つの組合がやつたときに、成型と称しますいまのガラスの素材の業者、この組合だけが反対をしたために、前向きの改善策というものができなかった

たのであります。そのときに、通産省が立ち合つた上で覚え書きまで交換をして、一業者だけが反対をしてできなかったという、まことに悲しむべき現象がございまして。私は、時間がございせんから、きょうはその内容を言ひませぬけれども、成型の業者は一体どういう性格を持っておるか。成型という素材です、ガラスです。これの日本の実際のワケを持っておるのは八、九〇%までは一人の人間が持つておるはずなんです。私は、この間にわたつて詳しくは言ひませんが、なぜ反対をしたか。要するにワケさへ持つておれば、つくらなくてもそのワケは売れるのであります。これは申し上げるまでもございせん。仕事をしておらなくても、切符を売りさへすれば金になる。そういうふうな温存されたワケ制度のもとにあらをかいで今日までやつてきておる。そういうふうな事実があつたことを御存じですか、御存じでないのですか。

○森崎政府委員 手続の簡素化につきましてそういう合意が催され、業界との話し合ひがあつたといふことは聞いております。その線に沿ひまして私どもは、業界との話し合ひはたびたび進められているわけでございますが、いま御指摘のように、業界全体としての考え方のまともでない点がございまして、今日までおつた。ただ先ほど申し上げましたように、この四月に組み立てをやりますところの工業組合が一応解散いたしました。新構想で発足しようといふことをいま考へておるわけでございます。そういうおりに、やはりこういう問題をもう一度考え直して、



皆さま方とよく御相談をしていきたいというふうに考えております。

○山崎(始)委員 いま新組合が発足するといわれましたが、私もこの点は大切な点ですからあとでお聞きしようと思っておったのでありますが、御承知のように三月の五日に団体法に基づいて、三月三十一日で団体法の期限が切れるからというので、三月の五日にこの組み立ての工業組合が総会を開きまして、そうしてもうワクにはこりこりだというので、いわゆる法律の規定に基づく三分の二の賛成者が得られず、そうしてワクがはげんだという事になった。そうしたところが、同じ議題で三月の二十三日でございましたが、同じ議題で三月の二十三日に敗れたものに、同じ議題で三月の二十三日に団体法の規制を受けるべきか受けぬべきかという事で総会が持たれ、また同じように三分の一以上の反対でもって敗れた。私は不思議に思うのです。三月五日に法律上の手続に基づいて総会を開いて敗れたものが、同じ議題で三月の二十三日にもう一べん総会を開く。これはわれわれの常識からいえば一事不再議とでもいいますか、特別の事情の変化が起らない限り、同じ議題では開けないと思うのだが、それが二、三週間のうちに開いておる。そうして結局三分の一以上の反対派が出たために、ついにこの組み立て業者だけは、この四月一日からワクの制限を受けなくなつた、こういうことなんであります。いま局長の御答弁では、新しくまた工業組合をつくって、そのときに何とか前向きなものを相談し合つて解決しようというふうに聞こえるのであ

ります。そうでしょう、そういうことですね。敗れたほうの側、言いかえまですと団体法の規制を受けるべきだという賛成派が新しい組合をつくる、そのときに、私がいま言ったそういうネットワークに対する前向きな解決策を考慮しよう、こういうふうに聞こえたのであります。私が、そうですね。

○森崎政府委員 私の申し上げておりますのは、あくまでも組合の結成、調整規程の実施、これは業界の総意によつて行なわれるものでございまして、ただ、いまそういう動きがあつて、そういう組合ができる機運にあるという事を申し上げたわけであつた。ただ、この手続の簡素化その他問題につきましても、その組合ができた場合に考えようという事ではなくして、ちよつとこの法律を御審議願つて、この機会に、業界全体がいろいろ問題をおわれわれのほうにも提示しておられまして、この機会にすつきりした双眼鏡の輸出体制を講じようじゃないかという観点からいろいろの問題をあらためて検討する、そういう意味で考えたわけであつた。手続の問題につきましても、組合の問題と直接結びつけて考えているわけではございませんが、一方においてはそういう組合の新発足、一方においてはいろいろのこういう問題が出てくるわけでござい

ますので、この機会にこの手続の問題について検討していただきたいというふうに考えているわけであつた。○山崎(始)委員 いまの点、非常に大切な点なんです、いまのあなたの御答弁を聞くと、いままで業界の中に私が申し上げたようないろいろな問題点があつた。一方、この三月二十三日に組み立ての工業組合が総会を開いて、団体法の規制を受けぬようになった。そこで今度組み立ての工業組合というものが新しくでき上がった、その後において解決策を講じようというふうに聞こえるのですが、もう一べんその点を御答弁願ひたい。

○森崎政府委員 組合があくまでも調整行為を行なうかどうかということが一番の観点でございまして、その問題はその問題として別といたしまして、この手続の問題あるいは今後双眼鏡業界に対する近代化の問題、こういった問題については、そういうものとは直接関係はございませんけれども、この機会に十分に検討させていただきたいという考えであります。

○山崎(始)委員 どうも私ちよつとわからないのですが、いま、新しく発足する組合というおことは言われたので、私それに関連してちよつとお尋ね申し上げますが、三月二十三日に敗れたものが新しく工業組合を結成する、そのときに、正規の手続を終てくるのでありますから、あなたのほうでは御許可なさるわけですね。そうすると、同じ組み立て業者の七十数社というものがワクを撤廃するために反対をしておるわけですね。いま組合をつくるというの、ワクを残すべきであるという側が新しく組合をつくるというふう

に聞こえるのであります。そのときに、団体法に基づくアウトサイダーの規制令というものをかけになる御意思があるのですか、ないのですか。

○森崎政府委員 この問題につきましては、その組合の設立について現在業界の方々の御検討を願つてい

けでございまして、それができ上がつて、そしてまたその組合の中で調整規程ができて、そしてその調整規程についてアウトサイダー規制をかけるべきかどうかというその後の判断でございまして、現在のところ私のほうとしては、まことに申しわけございせんが、その点についてはお答えができないうわけでございます。

○山崎(始)委員 いまのおことは実に重大なことなんです。一体団体法の法の精神というものは業者の自主的な意思によつてつくられたものだと私は思うのであります。それが法の命ずるままに、このワクの問題でこりこりしたから、組み立て業者が法律に基づく手続で、賛成反対は別にいたしまして、二へんも開いて三月二十三日にワク制度はやめよう、言いかえると団体法の適用を受けることはもうごめんだという結論が出たのです。そしてそのあとの百数十人の賛成投票をやつた連中が新しく工業組合をつくるという場合、いわゆる団体法に基づく調整規程、またそのワクを工業組合がもちうもの、七十数社の業者というものはアウトサイダーというので、おまえのほうにはワクをやらぬのだ、こういう事態が起る可能性が出てくるおそれが私にはあるような気がするのではありませんか、そうするといまのあなたの御答弁では、それはそれであつた問題なんだというお話なんです。それは私は重大な問題だと思つたのであります。まことに重大な問題だと思つたのであります。七十数社というものは、現に何人かの工員さんを使つて組み立て業を毎日やつてゐる。そのものが、法律に基づく手続で総会を開いて、負けたほう

が工業組合をつくつたら、それがワクをもらへぬ、アウトサイダーのものはワクをもらへぬ、こうなるのです。そういうことがあつていいことですか、どうですか。私は絶対にあつてはならぬことだと思つておられます。法律に基づく手続でやつておいて、数日ならずして新しく組合ができた、そのほうへ団体法に基づく組み立てのワクをやつて、あとの人間にワクをやらぬという結果が出てくる。これはどうなんですか。

○森崎政府委員 先ほどお答えいたしましたように、現在はその組合の結成の段階でございまして、その組合をつくらうという方々は、二十三日の総会におきましては三分の二以上ではなかつたわけでありまして、また、相当な多数を占めておられます。また生産量におきましても八割を占めるような分野の方々が御検討しておられるわけであつた。かつまた発起人の方々が現在反対しておられる方々に対しては呼びかけまして、できるだけいい形の組合をつくるために努力しておられる最中であつたので、それができ上がるかどうかは問題でござい

ますけれども、アウトサイダー規制命令がかけられるかかけられないかという問題につきましては、これはまだでございまして、その後の問題でありますので、非常に残念でありますけれども、いまのところ私のほうではちよつと申し上げることができないと考えておるわけでございます。

○山崎(始)委員 いまのところ、あくまで組合のほうの自主的な意思が左右するのだ、こういうふうに、二へんも自主的な意思ということ言われたの

です。お役人の立場とするとおそろしく公式の席での表現はそうでありまして、うが、そういうふうな御答弁をなさると、私は言いたくないのですが、少し苦しいことを申し上げなければならぬ。決して自主的な意思じゃございませんよ。いわゆるお役所の意向で、舞台裏ではあなた方は組合をつくれという圧迫をどのくらい加えていらつしやるか。現に私はこゝへ書類を持っており、三月二十三日に、組み立ての工業組合が、アウトサイダーの規制を受けるべきだという賛成派が九十七、反対派が七十一、こういう数字です。こういう事態が起こったのが三月五日です。ところが三月七日には、あなた方は組み立てのほうで団体法からはずれるのだ、これでまた部品のほうの人たちが、はずれたらいへんだというので、あなた方のところへ部品の業者の工業組合の連中を呼んでいらつしやるはずですよ。ここに私は原本を持っており、それが三月七日です。三月五日にははずれた。これはたいへんだ、部品までが団体法の規制からはずれたらたいへんだというのでお呼びになつておられる。お呼びになつておられて、形式は陳情書という名前になつておられますが、これは陳情書ではございません。この間のいきさつを私は全部知っております。えげつないことは私は申し上げたくないから、一応陳情書なら陳情書でよろしい。ところが驚くなかれ、十二人代表の方が行つておられますが、ほんとに判を押していらいつしやる方は二人だけです。あとは全部押印です。その部品の陳情者の方が、ほんとうに残してくれという意思があるのなら、前もって陳情書を

用意していくはずですよ。こんな不細工な陳情書は見たくない。判は二つしかないのですよ。悪くいえば、あとはその場でもってあなた方の圧力によつて、組み立てのほうは団体法の規制をはずしたけれども、君たちはあくまでがんばつておれと慫慂されておる。この場で陳情書を書け、こうなつてゐるのです。したがつて判を持つておらぬから押印を押されているのです。三月三十一日がきたら団体法が切れるのですから、早くやらなければ間に合いませんよ、それでこういうふうなものをつくられて、その数日後には中小企業安定審議会に出されておるのです。団体法そのものの精神がいわゆる独禁法との関係があるから、あなた方は相當の遠慮をして業者の自主的な意思と言つて、立法の精神、そのことをあなた方が御存じなんです。御存じでありながらちばしをいれていらつしやる。なるほどお役人の立場とすれば、法律をつくるほどよろしい。法律にあぐらをかいてゐるわけなんです。業者は弱いんです。あなた方の言動一つによつて、腹にもないことを賛成だと言つてみたりするんです。こういうようなばかな陳情書がありますか。私は参考のために皆さんに回覧します。でありますから、自主的な意思ということばは、こういう場合には必ずあなた方の立場で言われるのです。都合のいいときには自主的な意思、都合の悪いときには舞台裏で圧力をかけられる、これが実態なんです。特に双眼鏡のごとき、中小企業というても零細企業がむしろ多いような組合には、その圧力がかかりやすいのであります。だから、そうい

うふうな形式的な御答弁を私はしてもいたくないのです。もつと腹を割つて、これを機会に大いに前向きな、ほんとに輸出振興になるような方法を考えるつもりなんだと、率直な答弁がほしいのであります。

それからいま一つ、私はいまのあなたの御答弁で、二十三日に、二へん目にこの議題でやつた賛成派が百十四名で、反対派が七十三名。団体法の法律には三分の二と書いてある、そうでしょう。ところがいまのあなたの御答弁は、要するに団体法で制約して調整命令を受けるようにしてくれという業者が三分の二の数で敗れておるけれども、実質的には八割とか何とかということをさつき言われましたね。この觀念はとんでもない觀念です。法律には三分の二とはつきり書いてある。なぜ団体法に過半数という条文がないか、三分の二になつてゐるか、これは昔でいへば私は一種の特別議決だと思つてゐます。いまは町村合併促進法なんか、やはり議決は過半数となつてゐますが、以前は三分の二だったはずなんです。それと同じように、団体法に過半数と書いてなくて三分の二ということばが使つてある。これは私は重大な意味があると思つてゐます。あなたがいまおっしゃつたのは、なるほど投票には敗れたけれども、組合をつくるという、新しく残つておる方が、それもきょう現在はワクがない、それが実際の生産数量が何かが八割とかになる、こういうふうなことを言われた。その点もう一べん言うてみてください。

○森崎政府委員 ただいま生産量を八割と申し上げましたのは、これは法律とは関係ございません。これははつきり申し上げておきます。私の申し上げましたことが、法律と関連して申し上げたというようにお受け取りでございまして、取り消さしていただきたいと思ひますが、賛成に回られた方々の生産量を全国の生産量と比較してみますと、八割近いものがあるということだけをお知らせしたのであつて、あくまでも先生御指摘のように三分の二、三分の一という、そういう企業の数でこの問題は処理されるということだけは私もよく存じ上げております。

○山崎(始)委員 団体法の三分の一、三分の二の法律とは関係なく、八割というものを生産量の上から言つたという、その御答弁はそれなりに私は理解できるものであります。ところが理解できる反面に、それは非常に用心せなければならぬ。言いかえると、三月の二十三日に敗れた方たちが新しく組合を結成をされた場合に、残るのは、数は三分の一であるが、生産量においては何割になるか、いまあなたがおっしゃるから、あと残つた二割になるわけだと思ふのであります。要するに、法律に命ずる方法によつて總會を開いて、団体法からその組合が全部規制を受けないことになつた。生産量が二割だから、あとの八割が言うてくるんだから、新しく組合を許可して、あとの二割のやつにはアウトサイダー規制命令をかけてやれ、この危険があるところに、私はことばの上では理解ができて、あなたの気持ちの中にそういうことをやられるおそれがあるんじゃないかという懸念を持つということなんです。その点もう一べん私はお尋ね申し上げたい。

○森崎政府委員 八割はあくまでも生産量を参考のために申し上げたつもりでございまして、法律の運用につきましては企業の数でやるということだけは十分に認識しております。また今後もしそういう考え方は生産量のいかんにかかわらず、惑わされないうでやつていくつもりであります。

○山崎(始)委員 この問題は、私言ひよると時間がありませぬので、また中小企業団体法の法律もこの国会に出てゐることですから、また次の機会にいまの件は譲りまして次に移りますが、あなたの、いわゆる敗れた連中は、数の上では負けたけれども生産量が八割だという、この觀念ですね、この觀念は、私はまた輕機械法のほうに戻りますが、この輕機械法の總代会の選出の条項が三十四条ですか、三十四条に總代を選挙する方法が書いてある。そこで私が知つておる範囲におきましては、法律の表面にはこれは出ておらぬのであります。たしか總代会というものが二十人でもって構成をされておるはずなんです。これはミシンのほうは関係ありませんよ、双眼鏡だけに私はしほつて言つておるのですから。二十人でもって構成されておるはずですよ。そうしてこの製品をつくつておる業者を大ワク業者、中ワク業者、小ワク業者と三つに分けて、四カ月一期として三千本以上をつくつておるものが大ワク業者、千本以下のものが小ワク業者、その中間が中ワク業者という三つのワクにしておられるはずなんです。そうして總代の数は大ワクから五人、中ワクから五人、小ワクから五人、あとの五人はいわゆるニコ



双眼鏡をつくっていらつしやるような特殊のところから二名、ガリレオ二名、マイクロー一名、合計五名、これは別個です。けれども双眼鏡業界からは、全体で二十人という総代でもって構成してある。その中で問題になると思うのは、先ほど申しましたあとの十五人の総代というものの比率が五、五、五になっている。ところが、大ワク業者は二十一社ですね。中ワク業者は四十九社、小ワク業者が百四十社。これを率にいたしますと、大ワク業者は二十一社で五人の総代を出している。そうすると四二になりますか、中ワク業者は四十九社で五人の総代を出している。そうすると何ほになりましか、とにかく私はまことに妙な選出方法だと思つてあります。言いかえますと、二十一社のものが五名の代表選手を送る、四十九社のものが五名の代表選手を送る、百四十社のものが五名の代表選手を送るこれは事業協会のメンバーが一人一票の投票権がないということになる、率から言いますと。昔で言え、貴族院議員の多額納税者のような選挙方法をとつていらつしやる。この事業協会の、法律の文面にはきれいなことが書いてありますが、実際の——これは特殊法人の定款で定められているのかどうか知りませんが、こういうふうな選出方法をやつておられるんですね、そうじゃありませんか。そういうことをやっていると。昔の貴族院議員のいわゆる多額納税議員というものが、私どもの子供の時分にあった。一つの県内で、多額納税者だけが十五人ほどで一人の貴族院議員を出したはずなんです。こういうふうな選挙方法をやつておられる。そうして

総代を選んで、そうしてこの事業協会の会長あるいは監事というものは、この総代の推薦した者のうちから通産大臣が任命をするとかいうふうになつてゐるんです。私は文章の形式を言うんじやありませんが、こういうふうな選出の方法というものは、明らかに大ワク業者だけを特殊扱いにしている。これはどういふことでこういうことをやつておられるのか。いまのあなたの論法でいけば、大ワク業者はこの事業協会へ、一台の双眼鏡を輸出することによって、二十八円か九円の負担金を払つておる。したがって、これは多額納税者です。言いかえれば、選出の方法も、大ワクの人間の発言力をふやすためにやつていらつしやるのと同じ見えないのです。要するに、こういう事実があるのかどうかだけ確認してください。

○森崎政府委員 この問題は定款で定められることになっておりまして、定款では——定款は総会で十分検討されたものであると考えておりますが、いま先生が御指摘のありましたような観点から実は私も検討いたしておりましたわけでございまして、そういう観点から今後十分検討していただきたまひまして、そういう定款の変更が出てまいりますならば十分考えていきたいと思ひます。

○山崎(始)委員 それで、いまあなたが生産量が八〇じやなんじや言うて、妙にのどに骨がかつたやうなことを言われるから、私はこういう問題を出してやるのです。この問題を出したら、これに関連をして、過日総会を開いて組み立ての工業組合が——これはいまから数年前に発足したときには、工業組合の役員の選出方法は、大ワク

業者も小ワク業者も一人一票の投票権を持つておつたんですよ。それをあなた方の前任者の、私は名前を言うことは遠慮しますが、課長さんが指導されて、これと同じような方法に工業組合の役員の選出方法をきめておるんですよ。本年の三月三十一日付をもってこの工業組合は解散いたしました。要するに団体法の規制からはずれたんだから。この解散をするまでの組み立ての工業組合の役員の選出方法は、この事業協会の役員の選出方法と同じようなことを、あなたの方のほうで指導されてやらしたのであります。やらすときにどういふえさをのぞかせたかというのと、とにかくこういうふうなやれ、そうしたらスライド制というものを設けて、上に薄く、要するに大ワク業者に薄く小ワク業者に厚く、ワクをふやしてやるからというところで、役員の選出方法は、いま私が申し上げましたやうなこういう差別待遇的な規則に変えさせたのですよ。業者は弱いんですよ。通産省の課長がそう業者に言え、それならしかたありません、規則を変えましょうというて、これと同じやうなことをやつた。そのえさは、みなワクの欲しい連中ですから、とにかく大ワク業者には薄く、小ワク業者には厚く、スライド制によつて何ぼか保有ワクというのですか、何かの余分のワクを設けてやるからというので、これを二期だけ、分けてやらしてある。二期だけほんのわずか、まことに微々たるえさを与えています。そのあとにはもう知らぬ顔です。したがって、この大ワク業者、中ワク業者、小ワク業者というものは過去八年間、一カ月百七十本ぐらゐの最低数、割当とすれば一期は七百

本ぐらゐ、大ワク業者は四カ月に一万五千本ぐらゐのワクを持つておる。昔大名だったらいまも大名だ。足輕は何ぼ努力しても、八年間たつても足輕だといふことになつてゐるのです。とにかく、この工業組合のそういうふうなやり方を見ても、こういうばかな、組合員が実質的に一社一票にならぬやうな役員の選出方法というものは、あるものではないかと私は思うのです。

この法律の文面だけ見たら、なるほどきれいなことが書いてあるやうにも見えるのですが、実際の総代を選ぶ、会長、監事を推薦する最高の総代会の選出のしかたが、こういうふうな差別待遇をやつてゐる。こんな非民主的な、こんなばかな制度が、他の特殊法人の役員の選出方法にありますか、ありませんか、私はおそろしくないだろと思ふのです。この点について同僚のほうから関連質問をやるのでありますから、ちよつと私は休憩します。

○田中(武)委員 いま山崎委員の質問を聞いておまして、実情はどうか私知りませんが、しかし、法律的に疑問が生まれたのでお伺いをいたします。本法三十四条ですね、第一項では「定款で定めるところ」とある。したがって、大ワク、中ワク、小ワクですか、それぞれの企業別で選ぶというか、きめてもいいやうな解釈も成り立つと思ひますが、第三項では、「投票は、登録事業者一人につき一票とする。」といふことになつてゐる。定款は、第二十九条によつて、「通産産業大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。」こうなつておるので、先ほど局長は、そういう方面に氣をつけていなかったといつたやうな答弁

があつたが、定款がそうなつておるならば、すでに通産産業大臣において認可をしてゐるはずでしょう。定款の内容は十分御承知でなくちゃならないはずなんです。しかも、三十四条の第一項の「定款で定める」といふのは、そういうものを指さしてゐない。いわゆる選挙方法その他を指さしてゐると思ふのです。三項には一人一票の原則を掲げておるといふことは、そういうワク内において選出するといふことを三十四条一項において定款に委任したとは解釈できないのですが、その点どうでしょう。

○森崎政府委員 田中先生御指摘のとおり、この三十四条の第三項は第二項を受けました無記名投票によつて行なうといふ、この投票を受けまして登録業者が一票を行使するといふことであると思ひます。

○田中(武)委員 実際は知りませんが、いま山崎議員の言つておるやうに、いわゆるグループ別の人数をきめて、その中からいわば昔の貴族院のやうに、多額納税者から幾ら、男爵から幾ら、公爵から幾らというやうなことを意味してゐるのじやないでしよう。一人一票の原則というものは、そういう企業の大小にかかわらず協会に対して同一の発言権を持つ、そういう平等の原則の上に立つてやつておるわけですか。したがって定款で定めておるかどうか——これは定款を要求したいのですが、その定款にかりにそういうやうな大企業、中企業、小企業でワクを設けたとしても、それは三十四条の趣旨からいって違反ではなからうかと私は思ふわけなんです。しかもその定款たるや、二十九条二項によつて通産産業大

臣が認可をしている、こういうことになる、そんなことを知らなかったとは言えないし、その定款自体は無効であると言わざるを得ないわけです。事実は知りません。したがって一応定款を要求いたしまして、答弁はあとで伺ってもよろしいですが、検討してください。もしそうであるとするならば、その定款は三十四条第三項の趣旨違反です。したがって無効です。

○森崎政府委員 御質問の点につきましては十分調べまして、後刻御報告申し上げます。

○山崎(始)委員 私が申し上げたいのは、いま同僚の田中委員からも言った今日の民主主義の世の中に、こういうふうな役員を選出のしかたというものは、まずこの社会にもないだろうと思うのです。私はびっくりしたのであります。ところが調べていけば、この三月三十一日に解散した工業組合自体が、発足のときには一対一で投票権を持っておった。それをその後、もとより一対一の投票権があるとはいえないものの、これと同じように差別待遇をしておるのです。そういうふうな規則に変えさせたのは、あなたの方のかつての同僚が変えさせたのです。お役所が変えさせたのです。要するに大ワクであらうと中ワクであらうと、みな一対一の投票権を持って役員を選出しておったのを、こういうふうなワクを工業組合の規則に含めたのです。それにはワクをやる、えさをやっておるのです。そういう事実があるのですよ。言いかえると、この業界に於いてはどういうふうに通産省の役人方が考えられておるのか知りませんが、ややもするとまああなたのお話のように、団体法で三分

の一以上の反対をとって破れておりながら、また新しい組合をつくって、そしてそれによって、まかり間違えばいまの残った連中にアウトサイダーの規制命令をかけるような事態がないとは言えない。というのは、いまのあなたのことばの中に、生産量が八割であるというように、いわゆる大ワク業者というものをいかに尊重されるような発言が出るから、私はいまの事業協会の問題にまで発展したのです。それに関連をして、工業組合の役員選出の規則も、大ワク業者を尊重せよという立場でもってあなたの方のかつての同僚が推進し、指導しておるのです。だから団体法というものは業者の自主的な意思ということが立法の精神でありながら、決してそうでないということをお私に申し上げておきたいのであります。

時間がありませんから他の問題に転換いたしますが、現在双眼鏡業界というものは、香港あるいは台湾において新しい競争メーカーが続々とできてくるという事実がございますが、事業協会のほうに、昨年の七月には事業協会からも業者の代表が台湾、香港のこの双眼鏡の実態を調査に行つていらつしやるのですが、報告が出ておりますか、出ておりませんか。

○森崎政府委員 香港の問題につきましては、かなり詳しい報告を聞いております。

○山崎(始)委員 その報告が出ております。したがってこれを強敵とお考えになりますか、たいして心配することもないというようにお考えになりますか。

○森崎政府委員 現段階におきましては、生産量が月に二万台というペースでございまして、将来はやはり相当大きなウェイトを占めてくると思ひまして、将来においては相当な強敵である、十分にわれわれとしては注意しなければいかぬ、かように考えております。

○山崎(始)委員 いま局長の御説のように、いまのような、こういうふうな十三もワクがあるような、ワクをはめるといふ事態を前提にして考えた場合に、向こうはワクがなく、しかも大資本でもって鉄筋の九階建てくらいのものでつくって、上から順々に下まで一貫作業的にやっておくことは御承知のとおりだと思つております。なるほどきょう現在では生産量はまだ日が浅いからあまり問題にしておられないかもしれませんが、おそろく日本の双眼鏡業界は、通産省の指導がきょう現在のままで改善をされないという前提ならば、やがて香港、台湾の業者に食われてしまふという見方をしておるのであります。大体事業協会は品質の向上をやるという。登録制度をやっておる以上は品質の向上が当然裏表にあるはずであります。検査協会のお方に聞いてごらんになつてもおわかりになると思ひますが、いまから五年前にこの登録法ができてから、むしろ品質は下がつておるという事実があるのであります。ところが片方にはいわゆる香港、台湾でもって近代設備を備えた、しかも一貫作業をやつておる強敵があらわれておる。このままほつておいたら将来は非常な脅威になるだろうと思つたのであります。一つの例を申し上げましても、香港に入れておられますイギ

リスのレンズの業者は、日本の部品のワクを持っておるレンズ業者が組み立て業者に品物を入れる。たしかいまの組み立て業者が買つておるレンズは、切符代まで入れて六十三、四円についておるのではないかと思います。その中にはワク代が五円ないし六円入つてゐる。ところがイギリスから日本の組み立て業者へ買つてくれと言つてきておるレンズは、日本のレンズより品物がおよい。よいのかかわらず、代理店口銭から一切入れて五十一円くらいのおまけに向こうからの話というのは、もしレンズの粗悪品があつたならば、その粗悪品に対しては、日本の組み立て業者が研摩をしてくれたならば研摩代は向こうが全部負担をする、こういうような条件で、いすれにいたしましても五十一円くらいは相場でイギリスから入ってくる。このくらい日本のワクにあぐらをかいておるレンズ屋から高いものを買わなければならぬ。レンズだけの実態を申し上げてもそんなです。ところが安いものが買いたくてもいまの団体法に、縛られておる。ワクのないレンズ屋からは買えぬことになる。安いものをみすみす、品物がよくて条件がよくても買えない。香港はほとんどそういうものを買つてやつてゐる。こういう一つの実態を見ても、このワク制度がいかに品質の向上を阻害しているか。ひいては貿易の伸展を阻害しておるか。私は最初に大臣にお尋ねいたしましたように、こういうワク制度と近代産業の合理化ということは裏表になつてくる。したがつて、登録法では登録制度というものがしかれております。登録制度は品質の向上という目的を持っておりながら、

ら、実際の検査協会の調査では、この五六年間の登録法ができてからの品質はむしろ下落しているのが実態なのです。またそれは下落するはずで片方は団体法で縛られて、いまのようにそのワクを持っておるところでなければ買えないという隘路がありますから、売り方は強気です。少々の粗悪品があつてもそれは承知で、お前買え、こゝなつてくる。したがつてレンズのごときは、日本商品は五%から六%の粗悪品が、買った場合出てくる、こういう実態で行政をやつていらしたならば、おそろく香港や台湾の近代設備を備えた業者に食われていく、これは火を見るより明らかだと私は思います。

私はここで一つ例をあげますが、いまからちょうど五年ほど前に、アメリカの合板の輸入量の八五%までは日本の合板だったはずなのです。それがきょう現在は輸出量が五〇%以下に下がつてゐるのです。この原因は一体どこにあったかということです。やや双眼鏡のワク制度に似た面があるのであります。五、六年前に日本の貿易商やメーカーがアメリカで合板のダンピング——ダンピングといいますが、安くやつた。ところが双眼鏡と違つて、アメリカには自分の国内に合板の工場がございまして、したがつてこれが政治問題になつて、やあ輸入制限をするとかあるいは関税の問題とか、やんやんやり出した。やり出したのをきつかけにして通産省の方から、アメリカ向きに限つてメーカーのワクをつくつた、輸出のワクをつくつた。しかしこのワクはメーカーと輸出の二段階だけです。ワクをつくつて、そういうことをやらせぬようにした。これは一応けつ

こうでしょう。ところが、それから数年たつたらアメリカの需要がふえてきた。相場はどんどん上がった。日本のほうにはワクがある。したがってその当時一、二年の間、日本の合板に関するエキスポーターもメーカーもわが世の春をうたつたのであります。ところが、いつの間にか頭のいい商人がアメリカ向けにワクをつくる

あったが、日本の合板がシンガポールあるいは香港へ行くのはワクがございせん。したがって日本のベニヤ板をシンガポール、香港へ持っていく、積みかえてアメリカへ持っていく、なおかつ日本から直接買うよりはアメリカは安く買っている。そこで日本のあなた方は、今度はシンガポール、香港へ行く品物にもワクをはました。そうしたら今度は驚くなれ日本のベニヤ板は西ドイツ、イギリスへ、これはワクがないから行つた。そこで積みかえてアメリカへ行つた。それでも日本から直接アメリカがベニヤ板を買うよりは安く入っている。今度はまたあわててあなた方は西ドイツやヨーロッパに行くベニヤ板にもワクをはました、こういう経過をたどっている。ワクがありますと、そういうふうなあぐらをかく性格がある。アメリカのバイヤーはこういう実態にあきれたので、それがきつかけで、その当時は全面的にベニヤ板の輸出ワクとメーカーワクというものをつくつた。つくつたが長続きはいたしません。とどのつまりは、アメリカが日本の商人と結託して、台湾やフィリピンへどんどん機械を持っていって工場をつくり出した八五%出ておつたものが今日五〇%以下に下がっているというの——そう

いうワク制度にあぐらをかいて温存されておつて、不当なマージをとつておつた、こういう商売が長続きするものじゃない。ついに、きょう現在ではほとんどフィリピンや台湾へ進出して、向こうの現地の木材で板をつくつてアメリカへ持って帰っている。これは減るはずでしょう。結局あなた方は、過当競争をさせぬためだ、ダンピングをさせぬためだからワクをつくるんだ、なるほど理論的にはそのとおりです。ところが私が心配いたしますことは、実際の産業経済というものは毎日生きて動的なものです。動いているが、お役所の規則なり指導というものは、一ぺんワクをきめたら、どんなに動きがあろうとワクはワクなんだというので、平行線をたどらないのです固定されてくる。静的な性格を持つ。そこに産業や商売の実態とマッチしない。したがって最近日本の合板の輸出量がうんと減つてきている。ワクが有名無実になつてしまつてゐる。最近はどうとうラワン材に関する限りはワクをはすしたはずだ。ただ今日残つておるのは北海道の雑木の一種であるセンであるとかカバであるとかいうものだけにワクをはめておるだけで、あとは一切ない。またあつても有名無実です。相場は下がる。数量は出ない。この原因は一体どこがつくつてゐるか。結局通産行政が、いわゆる生きた商売の実態というものと現実というものを、一ぺん規則なり制度をつくつたら、それが湖のごとく常に固定してしまつてゐる。ことばでは輸出の振興であるとか伸展であるとかいっても、実態はブレーキをかけておるような行政が行なわれておるのが今日の実態だと

思うのであります。こういう点はあらゆる産業において——たまたま私は、金額は小さいが双眼鏡の問題を見てまことに奇々怪々、あらゆる制度の面においても奇々怪々、ほんとうに通産省がもつと前向きに乗り出して、そしてワクの隘路としての欠陥を補い、あらゆる面においての御考慮を願ふことには、いま申し上げましたような香港におけるああいう事態、強敵があらわれておる以上は、これはいままに食われてしまひます。

そこで、最後に一点だけ私は申し上げておきますが、同じ軽機法でミシンと双眼鏡の二つの品種に限られておりますが、私はミシンと双眼鏡は性格が相当違ふ面があると思つております。その第一番に違ふ面は、ミシンにはあちらこちらにシンガーであるとかあるいはその他イタリヤ、ドイツ、みんな大手のメーカーが、おつて、ほんとうにこれは国際競争の商品だと思つておるのであります。ところが幸いなことに、この双眼鏡というものは、アメリカあたりにはメーカーは軍需用のメーカー、いわゆる最高度のそういうメーカーしかないはずで、おそろくドイツにいたしましても、イタリヤにいたしましても、メーカーというのは非常に微々たる数字だと私は思つております。言いかえると、何もあなた方がたくさん不要なワクをかぶせて不当競争をチェックするのだとかなんだとか言つて手かせ足かせかけて、おまけに素材にまで、成型というガラスにまでワクをかける必要が一体どこにありますか。ほんとうに国際競争において過当競争を防ぐというのなら、部品ワクなんかは全然要りはしません。實際言つたら、どこかで行政指導でワクをつけれたら私はけっこうだと思ふ。ほんとうに過当競争を防ぐならそれでけっこうだと思ふ。ところが海外の姿を見てみますと、日本の商品をたくさん入れたからといって、自国産業を侵害するの何のといつて文句を言う国は、まず世界にないはずだと私は見ているのです。そこに同じ軽機法といひましても、ミシンの性格と双眼鏡の性格は相当の違いがあると私は見ている。そういうふうな違いがありながら、あなた方の行政というものは、名前は過当競争を防ぐのだ、あるいはダンピングを防ぐのだというような意味で軽機法で登録をやる、あるいは団体法で規制して、手も足もかせをかぶせてしまふ。これは海外市場という観点から見た場合、こういうことをする必要はある商品でないのです。したがって、私は今日の軽機法というものは、なるほど提案理由の説明なりを讀んでみれば反対の論拠はございせん。実際にいけば作文ができてゐる。で、きいてゐるが、過去五カ年間で、私はほとんど見るべきものがなかつた。私が見方をしているのです。過去五カ年間の事業において、事業協会というものがやはり軽機法の一つのねらいだと思ひますが、事業協会だつて、まあまあ功績があつたといへばPRをやつたといふぐらいなことが、私はせめてもの功績だらうと思ふのです。ところが私がから言わせると、事業協会は昭和三十五年に大失敗をやつております。チェック・ブライスの問題で、一手買い取りをやつてゐるはずなんです。御承知のようにその当時は、三十一年ころ

からたしか三十七年ころにかけてチェックブライス制度をあなた方はやられた。商売には常に波がある、高低があるにかかわらず、糸を引っぱつたような、過去何カ年間、これより下で売つちやだめですよというチェック・ブライス制度をつくられたはずなんです。実際の相場はそれをくぐつておつた。そういうふうなことを防ごうと思つて、この事業協会が買い取りをやられたはずなんです。約五億の金融をして、そうして一手買い取りをやるのだ、チェック・ブライスのその趣旨に沿うようにやるのだ、それで事業協会は八カ月間ほどやって、とうとう手をあげてしまわれたはずなんです。とうとうストックができて、そうしてそれを業者のほうに、もうたまらぬから買い取りはやめた、協会の倉庫に積んであるストックは全部おまえらにほうに引き取れと言つた。それで、その金利から一切をこの零細な業者が負担をして、当時の総金額にして約八千万近いはずのものを負担させておる。それがために三十社に近い小さな、力の弱い業者が倒産をしておるのです。なるほど事業協会が規則をつくつて買い取りをやることのできるのだ、その趣旨に沿つて買い取りをやられたのだと私は思うのですが、その損害はかけつぱなしです。しかも三十社に近い業者が倒産をしておるのです。それに対して事業協会はどのような責任をとられたか、一片の責任もとつておらない。それなのに通産省の当時の責任者は、そういう倒産業者に対してどういふ処置をとつたか、知らぬ顔の半兵衛です。よくいふふうな事態を見た場合に、過去五カ年間一体何をやつたかといふのです。

登録制によって品質の改善をやるのだというのですが、きれいな文句ですけども、実際は品質は下がっている。事業協会はPRをやるのだ、買い取りをやるのだと言っているが、買い取りの面ではこれだけの迷惑をかけているのです。それに対して何の責任もっていない。こういう点から見ますと、私はこの双眼鏡に関する限り——ミシンは性格が多少違うと思いますが、双眼鏡に関する限り、私個人の考え方からいいますと、この軽機法からはずれても、事業協会のPRをやってもいいわぬでも業者が負担金を出しているのですから、業者へ海外にPRをやれと言え、けつこうそれくらいのことならやるだろうと思う。極論すれば私はそういうことを言いたいのです。あまりにも過去五カ年間のいわゆる双眼鏡業界に対しての通産行政の無為無策、せつかくできたこの事業協会という法律の趣旨というものが、文章はきれいだけれども、過去の功罪というものが、私の見る目からすればむしろ罪悪のほうが多かった。あなた方はもしこれが五カ年間延長したら、その間にそういう欠点はぜひ除くのだ、除いて大いにこの文章のごとく輸出の振興をはかるのだというだけの御決意があるのかどうか。もしそれができなかった場合には、もう今度五カ年間たったら再度提出は、時限立法の延期はいたしませんというだけの御決意があるのかどうか。私個人から言ったら、双眼鏡に關してはなくなつたていいのです。あるいは、せめて一年か二年その間の実績を見て、それでもし実効があらぬものならやめるべきだ、はずすべき

だとさ言いたい。しかも、いま総代の役員選挙のしかたを一つ例にあげたけれども、見れば見るほど奇々怪々で、極論すれば、これは通産官僚の温存の機關といふ以外にない。どうですか。これは大臣がまだおられたら聞くつもりだったのですが、田中政務次官、いま延期を出されておりますが、時間がありませんで、私も迷惑をかけてはいかぬと思つて早口にしゃべつておりますけれども、私が申し上げましたようなことをお聞きになりました。過去五カ年間に於いて、双眼鏡に關しては、私から言ったら、事業協会そのものは何の功績もなかったと言いたいのです。というのは、これはやろうと思つても、片方団体法によつてばられておる。団体法で足かせ手かせでチェックをしておるためにこの法律が生きてこない。こういう因果關係を持つてゐる。それにもかかわらず、もう一ぺん五年間延期してくれと出してきてゐるのです。私の見解では双眼鏡に關してははずしたてかまわぬと思ふ。はずさぬでも五年というのは長過ぎる。せめて二年くらいはの延期期間で、その間の実績を見て、時限立法なんですから、これが五年五年といつたら恒久立法と変わらぬと思ふ。これは實際言ふたら意味ないのです。いま五カ年間の時限立法の延期の改正案が出てゐるのですが、いま言いましたような、この業界の、ほんとうに今日のこの輕機法の審議を契機とし、あるいはこの国会の商工委員会に団体法がかつておりますが、おそろく同僚議員からもう団体法の欠点その他が出てくるだろうと思ふのでありますが、それを契機として双眼鏡業界の、いま私が申し

上げましたたくさんの隘路、輸出をむしろ阻害しておる隘路がある、これを抜本的にこの際こそ改正をする絶好のチャンスだと私は思ふのです。それがそれをおやりになるというだけの決意があるというなら、私もこの輕機法の延期に賛成をします。それがないというなら、いままでどおりくさいものにふたをして、たかが五十億か六十億のものです、あまり出しやばつたことは、こういう気持ち——出しやばつたことをしてという気持ちでありながら、舞台裏へ回つては、いま私が申しましたように、こつこつとやうなことを強要しておられる。強要しておられぬというなら、私は一部始終これからあとまた申し上げます。實際強要してゐるのです。こつこつとやうな団体法の精神に反することをやつておられる。だから私は、いろいろ大きな声をしていやみも申し上げましたが、決して皆さん方を困らせようとか、いじめようとかいう意思で言つたのじゃないのです。言いかえまして、通産行政が輸出の振興振興と言いつつながら、こつこつと弱い業界に対しては、いわゆるお役人の勢力の温存をするという気持ちのほうに先を立つて、立法の精神を無視して容喙をしてみたり、そしてたくさん閣所を設けて、むしろ輸出の振興を阻害しておるといふ、この欠点というものを前向きで抜本的にこれから解決していこうというほんとうの気持ちがおありになるかどうか。私は、大臣がおられたら、この最後の締めくくりは大臣に聞きたかつたのです。まず政務次官並びに局長の御決意のほどをひとつお聞きしておきたいのであります。

それから、かりにこれが通過するとしても、今まで五年たつておると同じような状態がまた五年続いて、もう一ぺん時限立法で五カ年延ばしてくれというところは言われませんか、言われませんか、言いかえれば、それまでに欠点を直さなければならぬことになるのです。その二つに対しての御答弁をお聞きしたいので終わりますから、どうぞ御答弁を。

○田中(榮)政府委員 双眼鏡の業界のことにつきまして、先生から非常に具体的な詳しい実情につきましていろいろお話がございました。私も、またさうした事実があることも承知いたしております。この双眼鏡がこつこつと法律の対象になりましたのは、先生も御承知のように、双眼鏡というものが非常に各種の、いまお話しのように、レンズ、成型、鏡、組み立てといつたような各種の分業組織になつておりました。日本のいまのこの状態が要するにさうしたものを寄せ集める組織からなつておりましたので、当時三十年ころでございましたが、この業態をどうするかというところにござまして、業界方面からいろいろ意見がございました。将来双眼鏡の輸出振興のために、こつこつと制度をやるほかにいんじやないかというふうな業界の御意見等もございまして、通産省としては、こつこつとアッセンブル方式の現在の双眼鏡の業態に処するためには、この法律以外にはなからう、こつこつと見解から進んだわけではございません。そして一応五カ年の時限立法にいたしましたわけでございますが、その間いろいろ中小企業の間で、お互いに利益が相克いたしまして、いろいろ問題があつたこと

は、われわれも承知いたしております。そこで今回の五カ年の延期につきまして、いろいろ議論があつたわけでございますが、とにかく従来の業界のことに於いて、通産省側としてもさうにひとつ認識を新たにしたしまして、この際ひとつ前向きな姿勢で、従来のメンツとかさういふものにこだわらないで、今後業界と十分意見の交換をして、さらに業界の刷新改善並びに輸出の振興にひとつ役立ってもらいたい、こつこつと趣旨からこの法案を出したわけではございません。したがつて、五年の後になつてまたさうにもう一回出すのではないかと御心配がござりますけれども、通産省側といたしましては、五年といふことになつておりますが、もしもこれが五年内にさういふ目算が達成したならば、これは何も五年待つ必要はないのでありまして、五年が三年であらうと、四年であらうと、これはその際停止しても差しつかえないのではないかと、こつこつと率直な気持ちではございません。先般、参議院の御審議の際にも、業界の意見を十分にお聞き取り願ひまして、また、参議院側といたしましては、本法案の今後の通産省の運営については、こつこつとような点について、十分注意をしてやつてくれという、非常にこまかい具体的な附帯決議もつけられておりました。当時通産大臣からも、こつこつとしたことにつきましては十分に申しやう、考慮した上で実行いたしますというこゝろをはつきり名言しておりましたので、通産省当局といたしましては、いま先生のおっしゃつたような気持ちを持って、今後なるべく摩擦を起さぬやうに、また、先生のおっしゃつ

たような意見を十分くみ入れて運営に努力していきたい、かように考えておる次第でございます。

○森崎政府委員 双眼鏡につきましては、先刻から申し上げておりますように、中小企業との関係しております非常に重要な輸出品としての役目を果たさねばならぬわけであります。しかも、輸出市場は、ほとんどが先進国でありますので、高い技術が必要といたしますし、また、いろいろと先進国に対する輸出については努力の必要があると思ひます。先ほど御指摘がございましたように、今後われわれの行政方針にも十分弾力性を持たせまして、五年以内には必ず目的を達するようにあらゆる努力をしてまいりたいと思ひます。

○山崎(始)委員 そうすると、いまのおことはこういうふうに解釈していいのです。五年という期限立法は出したけれども、それが二年でも三年でも一年でも、目的を達成したらやめんだ。やめるといふことの内容においては、その目的を達成するといふこととは、いわゆる輸出の振興に相当寄与したという結果が出るということなんです。そうすると、私が言うておるのは、団体法の関係があるから、何ぼこの法律の文面がrippぱであつても、団体法で制約を受けて、品質の向上をしようにもできぬようなことになつておる。この一つを見てもネックがある。あるからこそワックにあぐらをかいて、切符だけ売って、直接輸出する組み立て業者は、船積みの日にはきた、バイヤーから納期は迫られた、弱みがありますと、品質は少々悪くても出すというふうな結果から、品質は

向上しないということになる。言いかえますと、三年なり二年なりで目的を達したらやめるといふことは、この軽機法の精神が実現した、ややしたという時期——実現をするといふことは、私がいま申しました隘路は団体法に關連してある。この解決をやはり双眼鏡に關しては前向きに、いま言つたこの一個の商品で七つもあるような、こういうものの解決まで何らかの形でやらなければ、いまのおことは私は信用できないのですよ。したがって、こういうネックの問題をあなた方は今後前向きに解決する積極的な意思をお持ちだといふふうに解釈しなければ、いまのおことは出てこぬのです。でありますから、こういうネックの問題も前向きの姿勢で解決する、こういうふうに解釈してよろしいかどうか、もう一ぺんひとつ……。

○森崎政府委員 先生のおっしゃいますように、そういうネックの問題についてもあわせて検討し、前向きの姿勢でやつていくといふことをあわせて申し上げたいと思ひます。

○山崎(始)委員 それでは、また明日も委員会があるそうでありますから、私もたくさんお尋ねをすることがあるのでありますが、きょうはだいたいん時間もちましたので、この辺で私の質問を終わりたいと思ひます。前向きでひとつやつていただきたい、このことを申し上げておきます。

○二階堂委員長 次会は、明五月十三日水曜日午前十時より委員会を開会することとし、本日はこれにて散会いたします。

午後零時五十二分散会

